

一国立研究開発法人国立がん研究センター一

実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が不適正

1件 不当金額(支出) 1億1022万円

1 実験動物飼育管理業務委託契約の概要等

国立研究開発法人国立がん研究センターは、東京都中央区に中央病院、研究所等(以下「築地キャンパス」)を、千葉県柏市に東病院等(以下「柏キャンパス」)を設置して、がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発等の業務を行っている。

センターは、築地、柏両キャンパスにおける実験動物の飼育管理、飼育ケージ交換等の業務を一括で委託するために、平成27年4月及び30年2月に、実験動物飼育管理業務委託契約(以下「飼育管理契約」)を株式会社ケー・エー・シーとの間で一般競争入札により締結して(以下、27年4月に締結した契約(契約期間は当初27年4月1日から29年3月31日までであったが、29年4月に27年4月1日から30年3月31日までに契約変更)を「27年度契約」、30年2月に締結した契約(契約期間は30年4月1日から令和3年3月31日まで)を「30年度契約」、2年1月までに27年度契約分1億7055万円、30年度契約分9718万円、計2億6773万円を支払っている。

センターが売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するために、国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程及び国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則(これらを「会計規程等」)に基づき、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっている。また、予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならないこととなっている。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価によることができることとなっている。

2 検査の結果

前記委託業務のうち実験動物の飼育区域の保清管理及び飼育ケージ交換の業務(以下「ケージ交換等業務」)に係る経費の取扱いについて、仕様書における記載の内容を確認したところ、柏キャンパス分では他の経費と区別するような記載はなかったが、築地キャンパス分では契約締結後に別途覚書を交わし単価契約とする旨が記載されていた。そして、センターは、27年度契約及び30年度契約において、それぞれの仕様書に基づいて、柏キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については過去の実績等を基にするなどして予定価格に含めていたが、築地キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については予定価格に含めることなく算定し、それぞれの予定価格によって一般競争の入札等の手続を行っていた。

そして、センターは、それぞれの契約を締結した後に、予定価格に含めなかった築地キャンパス分のケージ交換等業務に係る経費について、会社と覚書を締結して、実験動物飼育区域保清管理料及びケージ交換費を契約書に記載されている契約金額(以下「契約書の金額」)とは別途に支払うこととし、その結果、同経費について、競争に付することなく、覚書に基づく業務代金として、契約書の金額に基づく支払額の約7割に相当する27年度契約7074万円、30年度契約3948万円(2年1月までの分)、計1億1022万円を支払っていた。

このように、本件飼育管理契約について、ケージ交換等業務に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定して、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていた事態は、契約手続が会計規程等に反しているとともに、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適正とは認められず、上記の覚書による支払額1億1022万円が不当と認められる。